

乙 商業調査票
(指定統計第23号)

* 審査用	1	2	一連番号
			◎

都道府県名
◎

1 商店名	(電話番)										
2 商所在地	都道府県	市	郡	区町村	番地						
3 業態	主とするものに◎印、従とするものに○印をつけて下さい。 1 卸売業 2 代理商および各種小売業 3 各種小売業 4 専門小売業 5 製造小売業 6 飲食店										
4 業名	業名分類表によつて記入して下さい。該当する業名が二つ以上あるときは、販売額の多い順に記入して下さい。				5 専業主の前歴		イ 昭和29年7月1日現在で専業主は商業を営んでいましたか。該当のものに○印をつけて下さい。 1 経営していた。 2 経営していない。 ロ 「イ2」に○印をつけた場合、次のどれに該当しますか。該当のものに○印をつけて下さい。 1 給与その他の賃金を受けていたもの 2 専業主 3 家族従業者 4 無職(学生を含む。)				
6 従業者数 (昭和31年7月1日現在)	区分	イ 専業主	ロ 家族従業者	ハ 兼業主	ニ 臨時および日雇の労働者	7 中小企業等協同組合加入の有無					
	男	人	人	人	人	該当のものに○印をつけて下さい。 イ 事業協同組合に加入していますか。 1 いる。 2 いない。 ロ 信用協同組合に加入していますか。 1 いる。 2 いない。					
	女	人	人	人	人						
計		人	人	人	人						
8 商品販売額等 (昭和31年6月1日から30日までの1ヵ月間の実績)	イ 卸売販売額		ロ 小売販売額		ハ 兼およびロの合計		ニ 手数料その他のサービスの収入額				
		円	円	円	円						
9 商品手持額の 商品販売額に 対する割合	昭和31年7月1日現在の商品手持額は、昭和31年6月1ヵ月間の商品販売額(8のハ)の何割にあたりますか。(算式 = $\frac{\text{商品手持額}}{\text{商品販売額}}$) ※ 割										
備考											
* 符号	郡市区	3	4	5	6	7 イ	ロ	8	票番	調査員なつ印	市区町村吏員なつ印
郡市区名	市区町村番号	調査区番号		申告者の記名およびなつ印							
○	◎	○									

1、この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって、個々の調査票は、徴税その他申告者に直接利害関係を生ずるような目的には使用しません。

2、この調査は、統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)に基く指定統計調査ですから、申告しなかつた場合、虚偽の申告をした場合、この調査の事務に従事する者が調査の内容を他に明らかにした場合等は、同法によつて処罰されます。

通商産業省保存用

○欄は、記入にあつたつては、裏面の記入注意を必ず参照して下さい。◎欄は、都道府県で記入して下さい。※欄は、記入しないで下さい。

通商産業省

記 入 注 意

I. 一般事項

- (1) 調査の時期に休業中のものでも、この調査票を提出して下さい。
休業の場合は商店名、商店所在地、もし可能であれば業名および従業者数を記入する外他の欄は空欄とし、備考欄に休業をはじめた時期を記入して下さい。
- (2) 調査票は、青インクまたは黒インクを用いて明りように記入して下さい。
該当事項に○印をつける方法としては、該当事項の番号を○でかこんで下さい。

II. 調査事項

- 3 業態（調査員が記入すること。）
調査員が提要に記載してある業態の定義を参照して申告者よりききとつた上記入して下さい。
- 4 業名（調査員が記入すること。）
調査員が業名分類表によつて記入して下さい。
- 6 従業者数
この店の業務に実際に従事している個人事業主および主として従事している家族従業者（個人事業主と生計を共にしている同居の親族を含む。）ならびに臨時、日雇の労働者の数を記入して下さい。ただし、名簿だけで実際にはこの店の業務に従事していない事業主ならびに主として家事に従事している家族従業者および臨時、日雇の労働者は含めないで下さい。臨時および日雇の労働者とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。
- 8 商品販売額等
商品販売額等は、昭和31年6月1日から30日までの1カ月間に販売した商品について卸売販売額および小売販売額ならびに手数料その他のサービスの収入額の区分によつて記入して下さい。
 - イ、商品販売額（卸売、小売別）
 - (1) 掛売代金は販売額の中に算入して下さい。
 - (2) 割賦販売の場合は商品を相手方に引き渡した時を販売済とみなして、その販売商品の総価額を記入して下さい。
 - (3) 商品を自家消費した場合は、その金額を販売額に含めて下さい。
 - (4) 商品の販売を他に委託している場合には、委託先よりその販売代金を受け取つたとき、または販売済の通知があつたときに、その金額を販売額に含めて記入して下さい。
 - (5) 商品の販売の委託を受けている小売業者の場合には、その受託品の販売金額を販売額に含めて記入して下さい。
 - ロ、手数料その他のサービスの収入額
 - (1) 代理業務および仲立業務の手数料または日銭収入ならびに卸売業者が他から委託をうけて商品の卸売を行う場合の手数料を記入して下さい。

- (2) 商品を販売するかたわら商品販売に附帯して修理またはサービスを営んでいる場合は、その修理またはサービス料を記入して下さい。修理料またはサービス料とは、時計屋で時計を販売するかたわら修理をする場合の修理料あるいは畳屋における畳の裏返し賃および蒲団屋における綿の打直し賃等のサービス料金をいいます。

9 商品手持額の商品販売額に対する割合

昭和31年6月1日から30日までの1カ月間の販売額に対する7月1日現在の商品の手持額の割合を記入して下さい。

商品手持額とは、

- イ、調査日現在（昭和31年7月1日）でこの店が販売する目的で所有している手持商品であり、手持額の評価は、仕入原価によつて下さい。ただし、それが困難な場合は、時価または販売価格のいずれによつても差支えありません。
- ロ、営業倉庫または他の場所にある自家倉庫、置場等に保管している商品も商品手持額に含めて下さい。
- ハ、製造小売業で所有している原材料を含めないで下さい。
- ニ、買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、まだ売手の手元にある場合でも、これを商品手持額として下さい。
- ホ、あなたの店が商品の販売を他に委託している場合、その商品（委託品）はあなたの店の商品手持額には含めないで下さい。
また、あなたの店が商品の販売を他から委託されている場合、その商品（受託品）はあなたの店の商品手持額に含めて記入して下さい。

◎ 都道府県および市区町村に対する注意

(1) 番号のつけ方

- イ、市区町村番号（都道府県で記入して下さい。）
市区町村番号は、各都道府県において通常用いている市区町村の行政序列により一連番号をつけて下さい。
- ロ、調査区番号（市区町村で記入して下さい。）
調査区番号は、各市区町村において当該市区町村内の調査区に一連番号をつけて下さい。

2) 市区町村におけるこの調査票の取扱方

- イ、調査票乙は「通商産業省保存用一黒インク刷り」および「都道府県保存用一青インク刷り」をそれぞれ同じ枚数ずつ調査員に配布して下さい。
- ロ、調査票乙にはあらかじめ郡市区名を記入して調査員に配布して下さい。
- ハ、調査員から受理した調査票乙については、準備調査名簿とのつきあわせ検査を行い、誤りがあれば訂正し、かつ、調査区番号を記入した上、所定欄に主任者がなつ印して下さい。
- ニ、この調査票乙は、都道府県に8月1日までに提出して下さい。